

2019年（平成31年）10月1日

消費税**軽減税率制度**が実施されます！

事業者の皆様へ

準備はお済みですか？

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」
のホームページをご覧ください。

<http://www.nta.go.jp>

軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については
「軽減税率対策補助金事務局」
のホームページをご覧ください。

<http://kzt-hojo.jp/>